



令和3年10月15日
只見町教育委員会

只見町家計急変奨学一時金貸与について

○目的

新型コロナウイルス感染症に関連した家庭状況の急変により修学、学生生活の継続が困難（保護者の収入減や解雇による仕送り困難、アルバイト収入の減少等）となった只見町出身の生徒又は学生に対して家計急変奨学一時金を貸与し、修学の継続に支障をきたさないよう支援することを目的とする。

○対象

下記2要件をどちらも満たす者

- ・奨学資金貸与条例において対象とする学校に在学する学生
- ・只見町に引き続き3年を超えて住所を有する学生。

または在学合格当時引き続き3年を超えて只見町に住所を有していた学生であって、連帯保証人または生計維持者が只見町内に住所を有する者

○貸与金額

10万円を単位とし、学生一人につき100万円以内とする。無利子。

○返還

卒業後6ヶ月経過後から8年以内の償還とする。

○申込期間

令和3年10月18日（月）～令和4年3月31日（木）

【問い合わせ先】

只見町教育委員会 学校教育係

福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591-30

電話：0241-82-5320